

高知県未成年後見人支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号)第24条の規定に基づき、高知県未成年後見人支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 補助金は、高知県中央児童相談所又は高知県幡多児童相談所(以下「児童相談所」という。)等が、親権を行う者又は未成年後見人がいない児童について、その福祉のために必要があるとして、家庭裁判所に対し未成年後見人の請求を行った場合に、家庭裁判所より選任された未成年後見人に係る報酬等を補助することにより、未成年後見人の確保を図るとともに、費用負担が困難な児童の日常生活の支援及び福祉の向上に資することを目的とする。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 未成年後見人

ア 児童相談所長が、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第33条の8の規定に基づき家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求を行い家庭裁判所より選任された未成年後見人(以下「後見人」という。)又は児童相談所の所長(以下「所長」という。)以外の者が選任の請求を行い選任された後見人若しくは家庭裁判所の職権により選任された後見人(所長以外の者が選任の請求を行い選任された後見人及び家庭裁判所の職権により選任された後見人については、所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると所長が認める児童に係る後見人に限る。)であること。

イ 後見人による後見を受ける児童(以下「被後見人」という。)の親族以外の者であること。

ウ 被後見人が法第27条第1項第3号の規定により措置されている児童である場合において、当該児童が入所している施設を運営する法人若しくは当該法人の職員又は委託されている里親でないこと(当該法人等について、被後見人の施設退所後等の自立に備えて選任の請求がなされた場合を除く。)

(2) 被後見人

ア 18歳未満の児童であること。

イ 預貯金、有価証券等及び不動産の評価額の合計が1,700万円未満であること。

ウ 所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると所長が認める児童とは、次に掲げる全ての要件に該当する児童をいう。

(ア) 児童相談所が把握している児童であること。

(イ) 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童であること。

(ウ) 親族が、監護・養育能力及び財産管理能力の全部又は一部を欠くため、親族以外の者を後見人として選任せざるを得ない状況（親族以外の者が親族未成年後見人と共同で後見人に選任されている場合を含む。）にある児童であること。

（補助対象事業）

第4条 県は、第2条に規定する補助目的を達成するため、前条に規定する補助対象者に係る次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

（1） 保険料補助事業

後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料（公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）が運営主体となるものに限る。）に係る保険料に対する補助

（2） 報酬額補助事業

家庭裁判所より報酬付与が認められた後見人が、被後見人から受け取るべき報酬に対する補助

（補助対象経費等）

第5条 前条に規定する補助対象事業の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助対象期間）

第6条 保険料補助事業及び報酬額補助事業の対象期間は、被後見人が18歳に到達する日の前日までとする。ただし、補助金の交付は会計年度ごとに行うものとする。

（保険料補助事業の交付申請）

第7条 所長が家庭裁判所に対して後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より選任された後見人が、保険料補助事業の補助金の交付を受けようとするときは、後見人が選任された後に、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。所長以外の者が選任の請求を行い選任された後見人及び家庭裁判所の職権により選任された後見人は、所長に対し、別紙1を提出の上、別記第1号

様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(保険料補助事業の交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金の申請があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、別記第2号様式により後見人に通知するものとする。ただし、当該後見人が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(保険料補助金の交付)

第9条 知事は、前条の通知を行う際、日本社会福祉士会が指定する事務取扱代理店（以下「事務取扱代理店」という。）に対し、後見人及び被後見人に係る損害賠償保険の加入の申込みを行う。

2 知事は、前項の規定による加入の申請後、事務取扱代理店より送付される請求書に基づき保険料を支払うこととし、当該支払をもって後見人及び被後見人に対し、補助金を交付したものとする。

(概算払)

第10条 知事は、事務取扱代理店より送付される請求により、補助金の概算払を行うことができる。

(事故等の発生報告)

第11条 後見人又は被後見人が損害賠償保険による保険金の支払を求める場合は、事故の発生状況を記した書面を作成し、知事に提出しなければならない。

(保険料補助事業の継続)

第12条 後見人は、保険料補助事業を翌年度も継続することを希望するときは、当該前年度の3月15日までに別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(報酬額補助事業の交付申請)

第13条 後見人が、報酬額補助事業の補助金の交付を受けようとするときは、当該年度の末日までに、別記第3号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、所長以外の者が選任の請求を行い選任された後見人及び家庭裁判所の職権により選任された後見人は、所長に対し、別紙1を提出しなければならない。

(報酬額補助事業の交付の決定)

第14条 知事は、前条の規定による補助金の申請があったときは、後見人及び被後

見人の状況について調査確認を行い、その結果について決定をし、後見人に対し、別記第4号様式により通知するものとする。ただし、後見人が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（報酬額補助事業の実績報告）

第15条 後見人は、前条の交付の決定を受けたときは、速やかに別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

（報酬額補助事業の交付）

第16条 知事は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

（報酬額補助事業の内容変更等）

第17条 後見人は、補助金額の増額又は30パーセントを超える減額変更をしようとするときは、別記第6号様式による変更承認申請書を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

（後見人の報告義務）

第18条 後見人は、次のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに別記第7号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

- （1） 被後見人の資産等の合計が1,700万円以上となったとき。
- （2） 被後見人の未成年後見人を辞任したとき。
- （3） 被後見人の未成年後見人を解任されたとき。
- （4） 被後見人が婚姻したとき。
- （5） 被後見人が死亡したとき。
- （6） 後見人が第3条第1号イ又はウに該当しなくなったとき。
- （7） 被後見人の住所又は氏名の変更があったとき。
- （8） 後見人の住所又は氏名の変更があったとき。

（補助金の取消し）

第19条 知事は、被後見人への支援を行わなくなったときは、速やかに別記第8号様式にて補助の取消しを後見人に通知するものとする。

（補助事業の終了）

第20条 報酬補助事業は、第18条第1号から第6号までの規定のいずれかに該当した場合又は前条の規定による場合、補助金を終了すべき又は取り消すべき事実が発生した日の属する月の末日を以て終了するものとし、補助対象期間も同

様とする。

(譲渡等の禁止)

第 21 条 補助金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助金の返還)

第 22 条 知事は、第 19 条の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(情報の開示)

第 23 条 補助事業又は補助対象者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条及び第 12 条の規定による申請はこの要綱の施行日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 18 条、第 19 条及び第 21 条から第 23 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 20 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

区分	補助対象経費	補助率
保険料補助事業	「児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成 17 年 5 月 2 日付雇児発第 0502001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に定める保険料額	10 分の 10
報酬額補助事業	家庭裁判所が後見人からの申立てを受け決定した当該年度分の報酬額	定額 （年額 24 万円（月額上限 2 万円×12 月）を上限とする。）

別表第2（第8条、第14条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例という。」第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団員又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。